「下水道事業受益者負担金徴収猶予基準」

	徴収猶予事項	猶予期間	備考
1	災害により被害を受けたとき	所有する家屋の被害が 30%以上のとき 1年以内 50%以上のとき 2年以内 100%のとき 3年以内	公の罹災証明を 得られるもの
-		療養期間が	
2	受益者又は受益者と生計を1にする親 族が病気又は負傷により長期療養を必 要とするとき	1年以上のとき 1年以内	医師の診断書が 得られるもの
		3年以上のとき 2年以内	
3	受益地の所有する農地、その他これに 準ずる土地(現況により宅地と認められるものは除く。)	宅地として使用できる状況にあると認めら れるまで	
4	係争地の土地	判決等係争事由が解決するまで	
5	個人が納付する一団の土地の負担金 が 27 万円を超える金額	新たに公共ます等を設置するなど、宅地とし	
6	駐車場等に利用している 150m ² 以上の 土地があるときは、利用している土地 の全部	材だに公共より等を設置りるなど、宅地として使用できる状況にあると認められるまで	
7	前各号に定めるもののほか町長が必 要と認めたとき	その都度、町長が定める期間	